

## 神戸市工事請負契約 請求について（前払金・中間前払金、部分払金、完成払金）

神戸市行財政局契約監理課工事契約担当

### 1. 前払金・中間前払金

#### （1）前払金

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事を対象に、請負金額の 4 割以内の請求が可能です。
- ・ 債務負担工事は、原則、各会計年度の出来高予定額の 4 割以内の請求が可能です（特記仕様書等で個別に定めた場合はそれに従います）。初年度を除き、翌会計年度以降の請求は、出来高検査により前年度の出来高予定額を達成する必要があります。
- ・ 1 万円未満の端数金額があるときは、1 万円未満を切り捨てた金額を請求してください。

#### （2）中間前払金

- ・ 請負金額 100 万円以上かつ工期 3 か月以上の工事を対象に、請負金額の 2 割以内の請求が可能です。
- ・ 債務負担工事、端数金額の取り扱いは（1）前払金と同じです。
- ・ 中間前払金の請求にあたっては、前払金の請求後、以下ア～ウを全て満たす必要があります。  
なお、債務負担工事は各会計年度を独立した契約とみなし、前払金の請求後、以下ア～ウを全て満たす必要があります（特記仕様書等で個別に定めた場合はそれに従います）。
  - ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。
  - イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

#### （3）提出書類

- ・ 前払金の請求時は以下①～④を、中間前払金の請求時は以下①～⑥を、それぞれご提出ください。
  - ① 公共工事前払金交付申請書（本市様式）
  - ② 公共工事前払金交付通知書（本市様式）
  - ③ 請求書（書式は任意）
  - ④ 保証事業会社の前払金保証証書
  - ⑤ 中間前金払認定請求書兼認定調書（契約監理課提出用）（本市様式 17 号）
  - ⑥ 工事履行報告書（本市様式 18 号）

※①、②は下記ページよりダウンロードしてください。

「兵庫県電子入札共同運営システム」神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1667285552290/index.html>

※③請求書の作成にあたっては、別紙「インボイス制度開始に伴う請求書の取り扱い変更について」もご確認ください。

※④は電子で発行された場合は、電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせを、紙で発行された場合は証書の正本と副本を、それぞれご提出ください。

※⑤、⑥は下記ページよりダウンロードしてください。なお、⑤は、⑥とあわせて工事担当課の認定が必

要となります。原本の提出は不要です（写しの提出で可）。

「神戸市土木工事書類作成マニュアル」（土木工事）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/youshiki.html>

「工事書類一括入力システム」（建築工事）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kenchikugikan/koukyoukennchikukouji/ikkatu.html>

#### （４）提出方法

- ・前払金保証証書が電子発行の場合は電子メールで、紙発行の場合は郵送又は持参でご提出ください。
- ・書類の提出先は以下のとおりです。

##### ① 電子メールの場合

件名に契約番号、工事名、請求内容を記入し、下記電子メールアドレスに送信してください。

また、電子メール送信後、電話で到達確認を行ってください。

・電子メールアドレス：[keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp](mailto:keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp)

・電話番号：078-322-5147

##### ② 郵送・持参の場合

下記に郵送又は直接窓口にご持参ください。

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市行財政局契約監理課 工事契約担当あて

## 2. 部分払金・完成払金

- ・部分払金について、出来高検査完了後、契約監理課まで請求書をご提出ください。
- ・完成払金について、完成検査完了後、契約監理課まで請求書をご提出ください。
- ・契約保証金を現金で受領した場合は、工事完成后、契約保証金を返還しますので、完成払金の請求とあわせて請求書をご提出ください。
- ・請求書の作成にあたっては、別紙「インボイス制度開始に伴う請求書の取り扱い変更について」もご確認ください。
- ・請求書は原則、電子メールによりご提出ください（持参又は郵送可）。

なお、提出先・提出方法は「1. 前払金・中間前払金」の「（４）提出方法」①電子メールの場合、②郵送・持参の場合と同じです。